

宇部市自殺対策業務委託仕様書

I 委託の概要

1 業務名

宇部市自殺対策業務

2 業務目的

本業務は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に基づき、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して 2018 年度に策定した「心かよう まちプラン」（いのちをまもる 宇部市自殺対策計画）に基づき、『みんなで気づき 絆でつながり 心かようまち』の実現を目指す。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 受託者の要件

事業を実施する受託者は、業務を的確に遂行する能力を有し、以下の要件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 山口県内に拠点を有する法人等の団体であること。
- (2) 保健医療福祉専門職（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等）の資格を有する者を配置していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体でないこと。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

5 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の着手に当たり、業務実施計画書を提出し、市の承諾を受けるものとする。
- (3) 受託者は、業務実施計画書の内容を変更しようとする場合は、その都度、書面を提出し市の承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、再委託先ごとの業務の内容、工程表、

再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、市の了解を得た場合はこの限りではない。

- (5) 受託者は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (6) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

6 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を市の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間が終了した後も同様とする。

7 過失責任

本業務の実施に当たり、故意又は過失にかかわらず障害が生じた場合は、受託者の負担において処理するものとする。業務遂行上で生じた苦情、トラブル対応は原則として受託者で行う。その際、必要に応じて市との間で連絡調整及び事後報告を行う。

8 疑義

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

II 基本方針

受託者は、次に掲げる基本方針に基づき業務を遂行すること。

- (1) 自殺対策に関する地域におけるネットワークの強化、人材の育成、住民への周知・啓発、メンタルヘルス相談を実施し以下の自殺対策を推進するための目標数値を達成するために、常に的確に業務を遂行すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて業務を遂行すること。
- (3) 民間のノウハウを活用し、効果的に業務を遂行すること。
- (4) 業務の実施にあたって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の「守秘義務」規定及び宇部市個人情報保護条例（昭和62年10月19日条例第16号）を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。

自殺対策を推進するための目標数値

指標名	令和3年度 目標値
ネットワーク研修会の参加者数	100名
各地区で心の健康や地域での支えあい等に関する研修の開催	6地区程度
若者ゲートキーパー活動事業	1回以上
メンタルヘルス相談会の開催	6回以上

Ⅲ 業務内容

1 地域におけるネットワークの強化

(1) こころの健康に関する関係機関とのネットワークの構築に関する研修会の企画・運営

1) 内容・開催方法

こころの健康に関する関係機関とのネットワークの強化を図るため、以下の内容を含め、事例検討やグループワークなど効果的な内容・方法で開催する。

- ・ 自殺対策に関する関係機関の連携・ネットワークの構築に関する内容。
- ・ 自殺対策に関する相談・支援に関する内容。
- ・ 自殺対策に関する関係機関のスキルアップのために必要な内容。

2) 対象者

自殺対策に関する保健・医療・福祉・教育・労働・経済・法律等の相談支援関係機関の実務者等ネットワークの構築に必要な対象者を募集する。

3) 参加者数・開催回数

100名程度

開催回数、1回あたりの参加人数は定めないが、トータルで100名程度の参加者を募集し開催する。

4) 運営業務

ア 講師の選定・決定や講師との間で、研修の内容や方法をはじめ必要事項に関する連絡調整を行う。

イ 会場の選定・決定とその後の連絡調整、会場費支払いに関する業務を行う。

ウ 関係機関に対する案内周知、通知を行う。

エ 参加申し込みを集約し、参加者名簿を作成する。

オ 当日資料と参加者アンケートを作成、印刷する。

カ 当日は、会場設営、受付、司会進行等、運営全般を担う。受付では参加者名簿による参加確認をする。

キ 当日の講師対応（当日の流れの説明やお茶の準備等を含む）をすべて行う。

ク 手話通訳が必要な場合は準備し、手配と謝金の支払いを行う。

ケ 事後、当日の研修内容と成果の記録、参加者アンケートの集計をとりまとめ、報告書にして市に報告する。

2 自殺対策に関する人材育成研修

(1) 心の健康や地域での支えあい等に関する研修やゲートキーパー講座

1) 内容

心の健康づくり、自殺予防、心の病やストレス対処方法や自殺対策の基本的事項とゲートキーパーの役割と傾聴実習等。

2) 実施回数

年6回程度

1回あたりの参加人数は定めないが、6地区程度で研修会の実施ができるようにする。

3) 対象者

一般市民

4) 運営業務

前項の「1 地域におけるネットワークの強化 (1) こころの健康に関する関係機関とのネットワークの構築に関する研修会の企画・運営 4) 運営業務」に準じる。

(2) 若者ゲートキーパー活動事業

1) 内容

以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 生活環境や交友関係等の変化でストレス状態に陥りやすい大学生等を対象に、ストレス対処法や自殺対策の基本的事項とゲートキーパーの役割と傾聴実習等。
- ・ 研修受講後、大学生等が地域の集いの場等での多世代交流やサポート活動に取り組めるような研修・支援。

2) 実施回数・参加者数

年1回以上実施

3) 対象者

大学生等の30歳未満の若者

4) 運営業務

前項の「1 地域におけるネットワークの強化 (1) こころの健康に関する関係機関とのネットワークの構築に関する研修会の企画・運営 4) 運営業務」に準じる。

3 住民への周知・啓発

- (1) ・心の健康や自殺対策に関する正しい知識についての普及啓発。
・心の不調チェックやリフレッシュの方法、相談場所等に関する情報提供。

1) 内容

以下の内容を盛り込み、各世代に応じた啓発方法や啓発グッズ等を十分工夫し、年齢を問わず市民に伝わりやすいように啓発すること。

- ・ 啓発キャンペーン、リフレッシュ体験等の開催。
- ・ SNS等のメディアを活用した情報発信。
- ・ 相談場所、相談方法等の周知。

※事業目的がより効果的に達成できるよう、内容等を企画・検討の上、提案を行うこと。

2) 実施期間

年間を通した実施とする。

その中でも、自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)の期間については普及啓発を重点的に実施する。

3) 対象者

一般市民

4 メンタルヘルス相談の実施

メンタルヘルス相談に関する人員・体制・会場を整備し、定例相談を年6回以上実施し、相談会の周知を行う。

ア 相談会の日程、対応者、会場、周知方法等必要事項について調整する。

イ 関係機関に対する案内周知、通知を行う。

ウ 相談の受付、参加者名簿の作成、相談の実施、相談記録の作成をする。

エ 相談会の実績を報告する。

5 調整会議

自殺対策業務の質の向上や連絡調整のため、2か月に1回程度会議を開催すること。

6 報告書類の提出

受託者は、以下のとおり業務報告を市へ提出すること。

(1) 実績報告書（定期）

定期報告書は、毎月翌月10日まで

(2) 事業報告書（年次）

事業年度終了後、4月11日まで

(3) 提出する主な記載内容

ア 業務の実施状況

イ 経費の収支状況、自己評価など

ウ その他、市が必要とする報告

7 委託業務の範囲

委託対象となる事業内容にかかわる企画、制作、印刷、配架（発送、運搬）展示、関係機関との調整、運営等すべてに係ることとする。

経費の区分としては、企画、運営経費のほか、素材原価、展示等の設営等委託対象となる内容に係るすべての経費を含み追加はないものとする。

8 請求及び支払

委託費用は、上半期終了時（9月末）と下半期終了時（3月末）に完了した委託事項について、請求に基づき、半年毎に支払うことができる。

9 契約

(1) 実契約の締結は、令和3年度の予算の成立を前提とし、受託予定候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

(2) 契約書作成に要する経費は、受託者の負担とする。

(3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び99条の規定による。